

戸籍事務を電算化します！

9月30日(月)スタート

戸籍電算化とは…

現在の和紙に記載されている事項を、コンピューターで使えるデータに置き換え、管理や記載、各種証明書の発行など、すべての戸籍事務をコンピューターで行えるようにすることです。

これまでの戸籍は、戸籍専用の和紙に、タイプや手作業で記載し、管理していました。このため、戸籍謄本などの請求時には複写して交付するため、多くの時間と手間を必要としていました。

戸籍の電算化の利点

今回の電算化によりこれらの事務作業がコンピューターで処理できるようになるとともに、これまでではそれぞれに管理されていた戸籍や除籍などが同一のシステムで管理できるようになるため、戸籍の作成や発行がより速く正確になり、窓口での待ち時間が短縮されます。

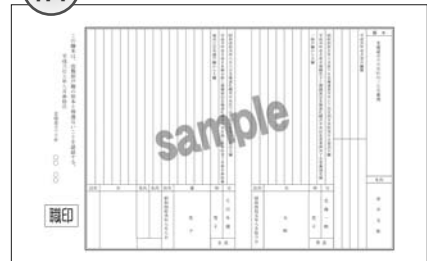
電子化される戸籍

証明手数料は変わりません

- 戸籍の全部・個人事項証明書……450円
- 改製原戸籍・除籍謄本・抄本……750円
- 除籍の全部・個人事項証明書……750円
- 戸(除)籍の附票……………300円

今回電算化されるのは本籍が赤平市にある方の戸籍です。住所が赤平市以外の方も、本籍が赤平市以外の方は対象になりません。

旧 電算化前の証明書イメージ



新 電算化後の証明書イメージ



電子化で何が変わるの？

① 戸籍謄本・抄本の名称が変わります。

これまででは戸籍や除籍の全員の証明を「謄本」、個人の証明を「抄本」と呼んでいましたが、電算化されると「全部事項証明書」、「個人事項証明書」にそれぞれ名称が変わります。

② 見やすくなります。

縦書きから、横書きで項目ごとに、数字も漢数字から算用数字に変更され見やすくなり、用紙サイズもB4サイズからA4サイズに変わります。

③ 用紙と証明印が変わります。

偽造防止のため「改ざん防止用紙」に、また、証明印もこれまでの朱色から黒色の「電子公印」に変わります。

④ 本籍地の地番表示が変わります。

本籍地の地番表示の「の」記載がなくなります。

これは、土地登記簿の地番号と統一化を図るために行うものです。なおこれは名称・地番号の変更ではありませんので、免許証や金融機関などで住所変更の手続きは必要ありません。



戸籍電算化に伴う文字告知書 発送のお知らせとお願い

戸籍の電算化により、字体に誤りがあり字形として戸籍に使用が望ましくない文字の場合は、現在の紙戸籍に記載されている表記を、常用漢字、人名用漢字、その他一般に通用している表記で記載することになります。

この変更についてのお知らせは、対象となる方のみ事前に通知いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

※なお、この取り扱いが戸籍の表記上のものであり、これによって氏または名が変更されるものではありません。